

アジア観光誘客（シンガポール）
企画運営業務
公募型プロポーザル

審査基準

令和6（2024）年3月
郡山市産業観光部観光課

第1 審査手順

1 資格審査

市は、参加者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、参加者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果、資格に満たさない場合のみ、失格の旨を通知する。

2 提案審査

(1) 提案書類の確認

市は、参加者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認し、提出書類が不備の場合は、失格とする。

(2) アジア観光誘客（シンガポール）企画運營業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに点数を付与する。

(3) 契約候補者及び次順位者の選定

選定委員会は、評価点の最も高い提案を契約候補者として選定し、次に高い提案を次順位者として選定する。総合評価点の最も高い提案が2つ以上ある場合は、セールスコールの合計点数が最も高い提案を契約候補者として選定する。

(4) 最低制限基準

最低制限基準として、選定委員会委員の合計点数が配点の合計の60%とし、60%に満たない場合は失格とする。

(5) 独自提案

仕様書に記載されている内容以上の独自提案がある場合、選定委員会委員の裁量で各項目内において、加点するものとする。

第2 審査項目及び配点

	評価ポイント	配点
基礎評価【30点】		
(1) 事業趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・現在までの取組を理解し、活用されている提案か。 ・事業趣旨の理解がなされている提案か。 ・企画提案の内容が事業趣旨と合致しているか。 	15
(2) 業務体制 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な経験や同種業務実績を有している者を配置し、業務が遂行できる人員体制か ・シンガポールに対する見識があり、代理営業を実施できる企業・体制か 	10
(3) 見積額		5
事業評価【70点】		
(4) 広域行程サンプル(モデルルート) 造成	①旅行会社に提案できる広域行程(モデルルート)を造成できるような提案か。	10
	②広域行程の活用策(ランディングページ・直接手渡しできる資料など)は適切か。	10
	③コンテンツの磨き上げ、不足しているタリフシートの助言等が適切か。	10
(5) セールスコールの実施	①想定する旅行会社の候補が適切であり、実行可能な提案か。	15
	②シンガポールの旅行会社が商品造成する等、本事業の成果が期待できる提案か。	15
(6) 将来の受入体制・環境整備に向けた現状整理	①改善点、課題の整理の手法について実現性があり、効果がある内容か。	10
合計		100